

講師等謝礼取扱い規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）が行う業において、講師等（講師、講演者など）への謝礼に関する取扱いを定める。

(適用範囲)

第2条 謝礼を適用する行事の範囲は次のとおりとする。

- (1) 埼環協が主催する記念式典等の催し
- (2) 埼環協（各委員会主催も含む）が主催する講習会、研修会及び講演会

(謝 礼)

第3条 講師等の謝礼は、原則として、講師原稿の監修料を含み次のとおりとする。

- (1) 埼環協会員が講師の場合 20,000円以内
- (2) 上記以外の講師の所属が外部機関等の場合 50,000円以内

(謝礼の特例)

第4条 第3条（2）の講師の所属が外部機関等の場合の謝礼において、この規程に定める金額に準拠しにくい特別の事情がある場合には、行事を担当する委員会委員長および会長の承認により、100,000円以内の範囲で謝礼金（物品等も含む）を定めることができる。

(交通費の支給基準)

第5条 講師等の謝礼のほかに、交通費の実費相当額を支給することができる。

(宿泊を伴う場合の支給基準)

第6条 宿泊を要する場合には、その実費相当額を支給することができる。

(その他)

第7条 講師等謝礼に関するその他の取扱い事項が生じた場合には、会長、副会長、講演会等を担当する委員会委員長で協議し決定する。

第8条 この規程に定めがなく必要な事項があるときは、理事会で協議し決定する。

- 2 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は平成30年1月1日から施行する。